

国指定浜甲子園鳥獣保護区  
浜甲子園特別保護地区計画書  
【指定】

平成 30 年 11 月 1 日  
環 境 省

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

浜甲子園特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

国指定浜甲子園鳥獣保護区のうち、国有地の区域（同国有地の東端と南端を結ぶ直線と防潮堤法線との交点を起点とし、同所から同線を南西に 397.85m進んだ点に至り、同所から方位 316 度 14 分の方向に 695m進んだ点に至り、同所から方位 47 度 10 分の方向に進み防潮堤法線との交点に至り、同所から同法線を南東に進み起点に至る線により囲まれた区域（防潮堤法線から沖合 14.5m以内の区域を除く））。

### (3) 特別保護地区の存続期間

平成 30 年 11 月 1 日から 20 年間

## 2 特別保護地区の保護に関する指針

### (1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

### (2) 特別保護地区の指定目的

国指定浜甲子園鳥獣保護区は、兵庫県西宮市に位置し、大阪湾に注ぐ鳴尾川の河口西側に形成された干潟を中心とする区域である。当該区域の干潟は、大阪湾に残された数少ない干潟の一つであり、底生生物が豊富に生息し、砂丘部にはハマビシ、ツルヨシ等の海浜植生が分布している。

このような自然環境を反映して、当該区域は、シギ・チドリ類の渡りの中継地及びガンカモ類の越冬地として重要な区域となっており、これらの渡り鳥を始めとする 11 目 26 科 83 種の鳥類の生息が確認されている。また、環境省が作成したレッドリストに掲載された絶滅危惧Ⅱ類のトモエガモ、ホウロクシギ、コアジサシ等の希少種の生息も確認されている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、浄化センター前から鳴尾川河口までの区域は、干潮時に干潟が出現し、ゴカイ類等の底生生物が豊富に生息していることから、トウネ

ン、キアシシギ、イソシギ等のシギ・チドリ類の採餌及び休息の場となっており、また、スズガモ、ホシハジロ、コガモ等のカモ類やハジロカツブリ等も多く確認されている。

このように、当該特別保護地区は、浜甲子園鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

### （3）管理方針

- 1) 鳥類のモニタリング調査を通じて、当該区域における鳥類の生息状況の把握に努める。
- 2) シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の生息環境の維持・改善を図るため環境整備を行う。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行為、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関、地元N G O、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

### （4）保全事業の目標

当該区域は、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地として重要な区域であるが、鳴尾川の河川改修により土砂の供給が減少し、さらに、平成7年に発生した阪神大震災の影響により地盤が沈下したため干潟が減少し、干潟を主な採餌場所としているシギ・チドリ類の採餌場所が減少するなどの渡り鳥の中継地及び越冬地としての機能が悪化している。

河川を通じた土砂の供給がないことから自然の営力による干潟の再生は困難と考えられ、人為的に干潟の再生を行わなければ、シギ・チドリ類等の渡り鳥の渡りの中継地としての機能の維持は困難な状況にある。

本事業では、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地としての生息環境を改善し、良好に維持していくことを目標とする。

#### (5) 保全事業の対象区域

浜甲子園特別保護地区の全域

#### (6) 保全事業の内容

シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地としての保護及び整備を図るために、干潟の再生を行い、生息に適した環境を維持及び回復するとともに、関連する事業として浜甲子園特別保護地区及び本保全事業に関する普及啓発を行う。なお、この事業は、渡り鳥の中継地及び越冬地としての機能を維持及び回復する上で適切な環境とその管理手法を明らかにするために必要な調査を行った上で実施する。また、渡り鳥の飛来状況等をモニタリングして当該区域の干潟の劣化及び再生の取組が鳥類の生息にどのような影響を与えていているかを併せて把握し、目標への到達状況を定期的に評価する。

この事業のうち、環境省は、シギ・チドリ類及びガンカモ類を始めとする渡り鳥の中継地及び越冬地として適切な干潟の状態に改善するために、礫堤設置及び干潟の造成等の干潟再生工事を実施する。

西宮市は、甲子園浜自然環境センターを拠点として、干潟の監視や利用の調整を図るとともに、浜甲子園特別保護地区及び本保全事業に関する普及啓発等を実施する。

#### (7) 環境変化の概要

当該区域は、戦前の飛行場の一部であったが、その後台風の波浪により防潮堤が破損、陸地が陥没し、鳴尾川から供給される砂礫及び泥が堆積して形成されたものである。鳴尾川の河川改修により土砂の供給が減少し、さらに、平成7年に発生した阪神大震災の影響により地盤が沈下したため干潟が減少し、干潟を採餌場所とする鳥類の採餌環境が悪化している。特に、シギ・チドリ類は、干潟及び干潟周辺のごく浅い海域を採餌場所として利用しており影響が大きかった。

平成22年度より干潟機能再生を目的とし礫堤設置及び干潟造成を実施しており、造成箇所にはシギ・チドリ類の餌資源となる底生生物が回復してきている。

#### (8) 鳥獣の生息状況の変化

当該区域はシギ・チドリ類を始めとする多くの渡り鳥等の重要な中継地及び越冬地

となっている。これまでの調査によれば、採餌場所である干潟面積の減少が確認されており、シギ・チドリ類の渡りの中継地としての機能が低下している。特に毎年春に飛来するシギ・チドリ類は大きく減少している。

### 3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり

### 4 指定区域における鳥獣の生息状況

#### (1) 当該区域の概要

##### ア 特別保護地区の位置

当該区域は、兵庫県西宮市に位置し、大阪湾に注ぐ鳴尾川の河口西側に形成された干潟を中心としている。

##### イ 地形、地質等

当該区域の干潟は、戦前は海軍飛行場の滑走路であったものが、台風の影響で防潮堤が破損したことにより、陸地が陥没し、そこへ鳴尾川から供給される土砂が堆積したことにより形成されたものである。

当該区域の大半が厚さ20m程の沖積層で覆われており、その下部には洪積層が発達している。

##### ウ 植物相の概要

当該区域では、ツルヨシ、ツルナ、シオクグ、オカヒジキ、ハマアカザ、ホコガタハマヒルガオ、ネナシカズラ、ハマエンドウ、ギョウギシバ、コウボウシバ、コウボウムギなどの海浜植物の生息が確認されている。

##### エ 動物相の概要

鳥類としては、シギ・チドリ類、カモ類を中心に11目26科83種が確認されている。

また、底生生物としては、アサリ、アシナガゴカイ、ニホンドロソコエビ、トンガリドロクダムシ等11目16科22種が確認されている。

なお、ほ乳類、両生類、は虫類の生息は確認されていない。

(2) 生息する鳥獣類

別表2のとおり

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

なし

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域内において、第32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

特別保護地区用制札 4 本

7 更新の理由

当該区域は昭和53年に集団渡来地として国指定浜甲子園鳥獣保護区に指定され、その後3度の更新を経て現在に至っている。

大阪湾に残された数少ない干潟であり、日本列島の太平洋側における、春秋期のシギ・チドリ類の渡りの中継地及びカモ類の越冬地として重要な役割を果たしていることから、引き続き国指定鳥獣保護区として保護を行う必要があることから存続期間の更新を行うものである。

8 参考事項

(1) 当初指定

昭和53年11月1日（昭和53年10月31日環境庁告示第73号）

(2) 経緯

更新

昭和63年11月1日（昭和63年10月25日環境庁告示第45号）

平成10年11月1日（平成10年10月30日環境庁告示第83号）

平成 20 年 11 月 1 日（平成 20 年 11 月 1 日環境省告示第 93 号）

別表1 国指定浜甲子園鳥獣保護区浜甲子園特別保護地区の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	30 ha	ha	30 ha	12 ha	ha	12 ha	ha	ha	ha
林野	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	30 ha	ha	30 ha	12 ha	ha	12 ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	13 ha	ha	13 ha	12.0 ha	ha	12.0 ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	※ 13 ha	ha	※ 13 ha	※ 12 ha	ha	※ 12 ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	17 ha	ha	17 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	30 ha	ha	30 ha	12 ha	ha	12 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に( )書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で( )書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

※ 一部財務省所管地を含む

## (別表2)国指定浜甲子園鳥獣保護区浜甲子園特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
カモ	カモ	○ オカヨシガモ ヨシガモ ○ ヒドリガモ アメリカヒドリ ○ マガモ ○ カルガモ ○ ハシビロガモ ○ オナガガモ シマアジ <u>トモエガモ</u> ○ コガモ ○ ホシハジロ ○ キンクロハジロ ○ スズガモ ○ ホオジロガモ ミコアイサ ○ ウミアイサ	VU	冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 旅鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥
カツオトリ	カツオトリ	カツオトリ アカエリカツオトリ ○ カンムリカツオトリ ○ ハジロカツオトリ		留鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥
ハト	ハト	○ カワラバト ○ キジバト		外来 留鳥
カツオドリ	ウ	○ カワウ		留鳥
ペリカン	サギ	ゴイサギ ササゴイ アマサギ ○ アオサギ ○ ダイサギ チュウサギ ○ コサギ	NT	留鳥 夏鳥 夏鳥 留鳥 留鳥 留鳥 夏鳥 留鳥
ツル	クイナ	○ オオバン		留鳥
チドリ	チドリ	タゲリ ムナグロ ダイゼン ○ コチドリ ○ <u>シロチドリ</u> メダイチドリ	旅鳥 旅鳥 旅鳥 (冬鳥) 夏鳥 VU 国際希少	冬鳥 旅鳥 旅鳥 夏鳥 留鳥 旅鳥
シギ		○ <u>オオソリハシシギ</u> ○ チュウシャクシギ <u>ホウロクシギ</u> アオアシシギ ○ キアシシギ ○ ソリハシシギ ○ イソシギ ○ キョウジョシギ ○ オバシギ ○ トウネン ○ ハマシギ アカエリヒレアシシギ	VU 国際希少、 VU NT	旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥 旅鳥
カモメ		○ ユリカモメ ○ ウミネコ		冬鳥 留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		○ カモメ		冬鳥
		○ セグロカモメ		冬鳥
		○ <u>コアジサシ</u>	VU	夏鳥
		アジサシ		旅鳥
		クロハラアジサシ		旅鳥
タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	NT	留鳥
タカ		○ トビ		留鳥
ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チヨウゲンボウ		冬鳥
		ハヤブサ	国内希少、VU	留鳥
スズメ	カササギヒタキ	サンコウチョウ		夏鳥
モズ		モズ		留鳥
カラス		○ ハシボソガラス		留鳥
		○ ハシブトガラス		留鳥
シジュウカラ		シジュウカラ		留鳥
ツバメ		○ ツバメ		夏鳥
ヒヨドリ		○ ヒヨドリ		留鳥
ウグイス		ウグイス		留鳥
メジロ		○ メジロ		留鳥
ムクドリ		○ ムクドリ		留鳥
		ハッカチョウ		外来
ヒタキ		シロハラ		冬鳥
		○ ツグミ		冬鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
		イソヒヨドリ		留鳥
スズメ		○ スズメ		留鳥
セキレイ		キセキレイ		留鳥
		○ ハクセキレイ		留鳥
		セグロセキレイ		留鳥
アトリ		カワラヒワ		留鳥
		イカル		留鳥
合計	11目	26科	83種	

(注)

1. データは、鳥獣保護区管理員調査記録（H27.1-H29.12）、西宮市甲子園浜自然環境センター野鳥情報（H27.1-H29.12）に依る。

2. 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。

3. 種の指定等の要件は次の通りである。

環境省レッドリスト2017

CR：絶滅危惧種I A類、EN：絶滅危惧種I B類、VU：絶滅危惧種II類、

NT：準絶滅危惧種、DD：情報不足

国内希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種

国際希少：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種

天然記念物：文化財保護法による天然記念物

特定外来：特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律による特定外来生物

4. ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

5. 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。